

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、○年○月○日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、会社B支店に配置され、主に住宅関連図面の編集作業に従事していた。請求人は、○年○月○日、Cに所在する会社D支店に異動し、同日付で会社の労働者派遣契約に基づき、E会社に派遣され、同社の受託した銀行の次期システム構築に係る営業店サーバーの設計・構築のプロジェクトチームの一員となった。
- 2 請求人は、不安、抑うつ症状のため、○年○月○日、F医療機関を受診し、「うつ病」と診断された。
- 3 本件は、請求人が請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）

は、○年○月○日付け意見書において、請求人は○年○月下旬頃に、ICD-10診断ガイドラインの「F43.2 適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したとの意見を述べている。

当審査会としても、請求人の病状の経過等から、専門部会の意見は妥当であり、請求人は、同月下旬頃に本件疾病を発病したものと判断する。

なお、G医師は、要旨、「請求人が、○年○月○日頃、車の運転中に危険を感じたと述べたことから、同日頃発病したと考えられ、同月○日の初診日の症状等からうつ病と考えた。」と意見を述べているが、同意見は、請求人が、要旨、「○年○月下旬に仕事中に涙が出た、電車に飛び込んでみたくなった。」と述べるなどしていることに照らし、当該時期の請求人の症状や業務について考慮したものとはいえないから、上記判断を左右するものではない。

(2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書理由に説示する「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）のとおりである。

(3) 請求人は、本件疾病を発病したのは、業務上の事由によるものであり、その具体的な出来事について、①○年○月○日の配置転換に伴い、不慣れな業務に就いたこと、②配置転換後の上司Hから叱責されたこと、③当時D支店長のIから「○○の職場が嫌なら退職するしかない。使いものにならない。」と言われたことと主張しているので、以下検討する。

ア ①の出来事について

請求人は、従事した業務について、要旨、「○年○月○日に会社D支店に異動し、E会社に派遣され、同月○日から、基本設計書を新しい書式に作り直

す作業を行ったが、請求人の経験では到底、業務内容がオーバーしていた。」と述べている。この点について、Hは、要旨、「請求人はスキルがあるとは思えなかったので、初心者クラスにはこの程度ならできるだろうというスクリプトの設計をお願いしました。」と述べている。また、Jは、要旨、「請求人が行った作業は、コンピューター開発経験がほとんどない請求人にとって、とても無理な作業であったと考えられます。」と述べていることから、請求人が新しい業務に対応するのに労力を要する状況にあったものと考えられる。

請求人は、労働時間について、要旨「夕方の休憩は取らず、30分働いている。また、数度の早出残業もしている。」と主張している。この点、審査官の作成した集計表によれば、本件疾病発病前1か月間の時間外労働時間は6時間とされている。仮に、請求人が夕方の休憩をとっていなかったとしても、発病前1か月間の時間外労働時間は10時間である。

以上からすると、①の出来事は、認定基準別表1の具体的出来事の「配置転換があった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当し、配置転換に伴い、請求人の職務の変化、請求人の能力・経験と業務内容のギャップは大きかったといえるが、請求人の発病前1か月間の時間外労働時間は長くても10時間であることや、開発業務に1か月半程度従事した後は、資料のコピーやシュレッターの作業に変更になったことを考慮すると、当該出来事の心理的負荷の総合評価は「中」とであると判断する。

イ ②の出来事について

請求人は、Hの叱責について、要旨、「Hは、正しいことを言っているが、語気が強く、荒い口調で話をする。」、「Hは私に対して、個人的な中傷や馬鹿にするような発言はなかった。」と述べている。この点、Kは、要旨、「Hから請求人への叱責が幾度かあったのは覚えており、自分も会社単位としては責任者として、一緒に叱責を受けたこともあるが、叱責を受けても仕方がないことだったと記憶している。言動はきついところがある。」と述べている。

以上からすると、②の出来事は、認定基準別表1の具体的出来事の「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するが、Kは、叱責の内容は正しいこと、仕方がないこととの認識を示しており、叱責は業務指導の範囲内のものであったと推認されることから、当該出来事の心理

的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

なお、請求人は、Hの叱責について、要旨、「パートじゃないんだぞ、仕事が終わらないならタクシー代払ってでも終わらせてもらう、のんきに昼飯食ってたのかなどの叱責を受けた。」とも述べているが、この叱責について請求人は、本件公開審理において、○年○月○日の社内レビューのときの叱責であると述べており、この出来事は本件疾病発病後の出来事であるので、心理的負荷の評価の対象とすることはできない。

ウ ③の出来事について

請求人は○年○月に、Iから退職の強要を受けたと主張しているが、本件疾病発病後の出来事であるから、心理的負荷の評価の対象とすることはできない。

エ 以上から、請求人には業務による心理的負荷の総合評価が「中」となる出来事が1つ、「弱」となる出来事が1つ認められることから、業務による心理的負荷の全体評価は「中」とであると判断する。

オ 以上のとおり、請求人の業務による心理的な負荷の全体評価は「強」に至らず、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。